

学校法人藍野大学 寄附行為

第 1 章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人藍野大学と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を大阪府茨木市高田町1番22号に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、文化の向上と医療及び福祉の進歩に寄与し得る有為な人材を育成することを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- | | | |
|-----------------------|-------------|--------|
| (1) 藍野大学 | 大学院 | 看護学研究科 |
| | 医療保健学部 | 看護学科 |
| | | 理学療法学科 |
| | | 作業療法学科 |
| | | 臨床工学科 |
| (2) びわこリハビリテーション専門職大学 | リハビリテーション学部 | 理学療法学科 |
| | | 作業療法学科 |
| | | |
| (3) 藍野大学短期大学部 | 第一看護学科 | |
| | 第二看護学科 | |
| (4) 藍野高等学校 | 衛生看護科 | |
| (5) 明浄学院高等学校 | 普通科 | |

(付随事業)

第4条の2 この法人は、前条第1項第3号の学校が行う教育研究事業に付随する事業として、次に掲げる施設を設置する。

- (1) あいの発達支援リハビリ訪問看護ステーション

第 3 章 役員及び理事会

(役員)

第5条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 9人以上11人以内
(2) 監事 2人

2 理事のうち1人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任す

るときも、同様とする。

- 3 理事（理事長及び常務理事を除く。）のうち1人を副理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。副理事長の職を解任するときも、同様とする。
- 4 理事（理事長及び副理事長を除く。）のうち3人を常務理事とし、理事総数の過半数の議決により選任する。常務理事の職を解任するときも、同様とする。

（理事の選任）

第6条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- | | |
|--|----------|
| (1) 藍野大学 | 学長 |
| (2) びわこリハビリテーション専門職大学 | 学長 |
| (3) 藍野大学短期大学部 | 学長 |
| (4) 藍野高等学校又は明浄学院高等学校の校長
のうちから理事会において選任した者 | 1人 |
| (5) 評議員のうちから評議員会において選任した者 | 4人以上6人以内 |
| (6) 学識経験者のうちから理事会において選任した者 | 1人 |
- 2 前項第1号、第2号、第3号、第4号及び第5号の理事は学長、学校長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。
 - 3 理事のうちには、各理事について、その配偶者又は3親等以内の親族を1人が超えて含まれることになってはならない。

（監事の選任）

第7条 監事は、この法人の理事又は職員（学長、学校長、教員、その他の職員を含む。以下同じ。）、評議員又は役員（配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者）であって理事会において選出した候補者の中から、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

- 2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

（役員任期）

第8条 役員（第6条第1項第1号、第2号、第3号及び第4号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は、3年とする。ただし、補欠の役員（任期は、前任者の残任期間とすることができる。）

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務（理事長又は副理事長又は常務理事にあつては、その職務を含む。）を行う。

（役員補充）

第9条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超えるものが欠けたときは、1ヶ月以内に補充しなければならない。

（役員解任及び退任）

第10条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

- (3) 職務上の義務に著しく違反したとき。
 - (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。
- 2 役員は、次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡
- (4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(役員の報酬)

第11条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給する。

(理事長の職務)

第12条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(副理事長の職務)

第13条 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の総合計画、事業推進及び財務運営を統括執行するとともに、理事長特命事項を担当し処理する。

(常務理事の職務)

第13条の2 常務理事は、理事長、副理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。

(理事の代表権の制限)

第14条 理事長及び副理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第15条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは副理事長が、理事長・副理事長ともに事故があるとき、又は欠けたときは常務理事が、理事長の職務を代理し又は理事長の職務を行う。

(監事の職務)

第16条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
- (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2ヶ月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
- (7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事

会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

- 3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会)

第17条 この法人に理事をもって構成する理事会を置く。

- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事及び監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面又は電磁的方法により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。
- 9 前条第2項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ会議を開き、議決をすることができない。ただし、第13項の規定による徐斥のため、過半数に達しないときは、この限りでない。
- 11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面又は電磁的方法をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 12 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 13 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議事及び議決に加わることができない。

(業務決定の委任)

第18条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

- 第19条 議長は、理事会の開催の場所（当該場所に存しない役員が理事会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事2人以上及び出席した監事が署名捺印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
- 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第 4 章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第 20 条 この法人に、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、19 人以上 23 人以内の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、評議員総数の 3 分の 1 以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合は、その請求のあった日から 20 日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するには、各評議員及び監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の 7 日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 7 評議員会に議長を置き、議長は評議員のうちから評議員会において選任する。
- 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。ただし、第 12 項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面又は電磁的方法をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 10 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 11 議長は、評議員として議決に加わることができない。
- 12 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議事及び議決に加わることができない。

(議事録)

第 21 条 第 19 条第 1 項及び第 2 項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第 2 項中「理事のうちから互選された理事」とあるのは、「評議員のうちから互選された評議員」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第 22 条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 予算及び事業計画。
- (2) 事業に関する中期的な計画及び長期的な計画。
- (3) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分。
- (4) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準。
- (5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄。
- (6) 寄附行為の変更。
- (7) 合併
- (8) 目的たる事業の成功の不能による解散。
- (9) 寄附金品の募集に関する事項。
- (10) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの。

(評議員会の意見具申等)

第23条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第24条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- | | |
|---|------------|
| (1) 藍野大学 | 学長 |
| (2) びわこリハビリテーション専門職大学 | 学長 |
| (3) 藍野大学短期大学部 | 学長 |
| (4) 藍野高等学校又は明浄学院高等学校の校長のうちから理事会において選任した者 | 1人 |
| (5) この法人の職員のうちから理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者 | 3人以上4人以内 |
| (6) この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢25年以上の者のうちから理事会において選任した者 | 2人 |
| (7) 学識経験者のうちから理事会において選任した者 | 10人以上13人以内 |
- 2 前項第1号から第5号までに規定する評議員は、その地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

(評議員の任期)

第25条 評議員の任期は、3年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第26条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
 - (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。
- 2 評議員は、次の事由により退任する。
- (1) 任期の満了
 - (2) 辞任
 - (3) 死亡

第5章 資産及び会計

(資産)

第27条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第 29 条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第 30 条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第 31 条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生じる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第 32 条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画並びに長期的な計画)

第 33 条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、5年以上10年未満、長期的な計画は、10年以上15年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第 34 条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)についても、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第 35 条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に作成し、監事の意見を求めなければならない。

- 2 理事長は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。
- 3 決算剰余金を生じたときは、その一部又は全部を基本財産若しくは運用財産中の積立金に編入し、又は次会計年度に繰り越すものとする。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第 36 条 この法人は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿(理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。)を作成し

なければならない。

- 2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

第37条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- (1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき
寄附行為の内容
- (2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容
- (3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき これらの書類の内容
- (4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

(資産総額の変更登記)

第38条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3ヶ月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第39条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

第6章 解散及び合併

(解散)

第40条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決。
 - (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決。
 - (3) 合併
 - (4) 破産
 - (5) 文部科学大臣の解散命令。
- 2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第41条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第42条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得

て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第 7 章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第 43 条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第 8 章 補 則

(書類及び帳簿の備付)

第 44 条 この法人は、第 36 条第 2 項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えて置かなければならない。

- (1) 役員及び評議員の履歴書。
- (2) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類。
- (3) その他必要な書類及び帳簿。

(公告の方法)

第 45 条 この法人の公告は、学校法人藍野大学の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第 46 条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

(責任の免除)

第 47 条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(責任限定契約)

第 48 条 理事(理事長、副理事長、常務理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。)又は監事(以下この条において「非業務執行理事等」という。)が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金 1 2 0 万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

附 則

1. この寄附行為は、大阪府知事の認可の日（昭和 54 年 9 月 1 日）から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理 事（理事長）	小 山 昭 夫
理 事	小 山 恒 夫
理 事	山 田 亨
理 事	後 藤 経 市
理 事	長谷川 光
理 事	大 川 治
理 事	沢 田 清
理 事	山 本 盛一郎
理 事	三 好 新之祐
3. （削除）（昭和 59. 12. 22 変更）
4. 昭和 54 年度の会計年度の始期は、第 35 条にかかわらず、大阪府知事の認可の翌日とする。
5. この寄附行為は、公布の日から施行する。（昭和 54 年 10 月 22 日）
6. この寄附行為は、大阪府知事の認可の日（昭和 58 年 4 月 1 日）から施行する。
7. この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和 59 年 12 月 22 日）から施行する。
8. この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和 60 年 6 月 6 日）から施行する。
9. この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和 62 年 1 月 10 日）から施行する。
10. この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成 3 年 3 月 28 日）から施行する。
11. この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成 7 年 12 月 14 日）から施行する。
12. この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成 8 年 4 月 1 日）から施行する。
13. この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 15 年 2 月 27 日）から施行する。
14. この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 16 年 1 月 30 日）から施行する。
15. この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 17 年 4 月 1 日）から施行する。
16. この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 19 年 3 月 30 日）から施行する。
17. 平成 18 年 7 月 20 日理事会決議のこの寄附行為は、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。
18. 平成 22 年 1 月 15 日理事会決議のこの寄附行為は、平成 22 年 4 月 1 日より施行する。
19. 平成 23 年 11 月 28 日理事会決議のこの寄附行為は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。
20. この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 24 年 5 月 24 日）から施行する。
21. この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 26 年 10 月 31 日）から施行する。
22. 平成 27 年 3 月 5 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
23. この寄附行為は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
24. この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 29 年 9 月 15 日）から施行する。
25. この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和元年 9 月 6 日）から施行する。
26. この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和 2 年 3 月 17 日）から施行する。
27. 令和 2 年 1 月 15 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
28. この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和 3 年 6 月 10 日）から施行する。
29. この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和 4 年 3 月 4 日）から施行する。
30. 令和 3 年 10 月 12 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

経費の見積り及び資金計画を記載した書類

設置経費及び経常経費並びにその支払い計画を記載した書類							
区 分	年 度		2022 年度	開設年度の前年度 (2023年度)	開設年度 (2024年度)	2025 年度	合 計
	設置経費	校 地 (うち造成費)		0 千円	0 千円	0 千円	0 千円
施設		基 準 内	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円
		基 準 外	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円
設備		図 書	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円
		教 具	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円
		校 具	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円
		備 品	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円
小 計		0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	
新設校の開設年度の経常経費							
合 計			0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円

既設校からの 転共用	施設	基 準 内	12,619	千円
		基 準 外	—	千円
	設備	図 書	2,193	千円
		教具・校具・備品	12,033	千円

様式第4号その4(第11条関係)

該当なし

設置経費及び経常経費の財源の調達方法を記載した書類		
区 分	財 源 充 当 額	財 源 の 調 達 方 法
	千円	
合 計	千円	

財産目録総括表

科目	年度 令和3年度末 (開設年度から3年前の年度)	令和4年度末 (開設年度の前々年度)	申請時 (令和5年3月31日)
一 基本財産	13,254,837 千円	18,752,278 千円	18,752,278 千円
二 運用財産	5,078,716 千円	3,197,009 千円	3,197,009 千円
三 負債額	6,528,844 千円	5,345,924 千円	5,345,924 千円
1 固定負債	2,368,096 千円	2,066,268 千円	2,066,268 千円
2 流動負債	4,160,748 千円	3,279,656 千円	3,279,656 千円
四 基本財産 + 運用財産	18,333,553 千円	21,949,286 千円	21,949,286 千円
五 純資産(四 - 三)	11,804,709 千円	16,603,362 千円	16,603,362 千円

貸借対照表

2023年3月31日

(単位 円)

資産の部			
科 目	本 年 度 末	前 年 度 末	増 減
固定資産	19,649,974,777	14,153,156,148	5,496,818,629
有形固定資産	19,018,777,711	13,521,337,547	5,497,440,164
特定資産	600,000,000	600,000,000	0
その他の固定資産	31,197,066	31,818,601	△ 621,535
流動資産	2,299,311,360	4,180,396,836	△ 1,881,085,476
資産の部合計	21,949,286,137	18,333,552,984	3,615,733,153
負債の部			
科 目	本 年 度 末	前 年 度 末	増 減
固定負債	2,066,268,214	2,368,095,572	△ 301,827,358
流動負債	3,279,655,833	4,160,748,061	△ 881,092,228
負債の部合計	5,345,924,047	6,528,843,633	△ 1,182,919,586
純資産の部			
科 目	本 年 度 末	前 年 度 末	増 減
基本金	23,094,369,457	17,113,577,208	5,980,792,249
第1号基本金	22,245,369,457	16,264,577,208	5,980,792,249
第2号基本金	600,000,000	600,000,000	0
第4号基本金	249,000,000	249,000,000	0
繰越収支差額	△ 6,491,007,367	△ 5,308,867,857	△ 1,182,139,510
純資産の部合計	16,603,362,090	11,804,709,351	4,798,652,739
負債及び純資産の部合計	21,949,286,137	18,333,552,984	3,615,733,153

事業計画及びこれに伴う予算書
事業計画

1 施設又は設備の整備計画 ※藍野大学大学院健康科学研究科に関する施設又は設備の整備計画はなし

年度	事項	事業規模等	実施時期	備考
2022年度	該当なし			
2023年度	該当なし			
2024年度	明浄学院高等学校の新校舎竣工	RC造4階建約5,600㎡ 大阪府大阪市阿倍野区文の里3-15-7	2024年4月予定	明浄学院高等学校専用
2025年度	藍野大学短期大学部の大阪阿倍野キャンパスへの移転	RC造5階建約5,100㎡ 大阪府大阪市阿倍野区文の里3-15-7	2025年4月予定	藍野大学短期大学部専用

様式第10号その1(第12条関係)

資金収支予算決算総括表

(収入の部)

(単位 千円)

科 目	年 度	開設年度(令和6年度)	完成年度(令和7年度)
		新設校分	新設校分
学生生徒納付金収入		5,100	9,600
手数料収入		180	180
寄付金収入		0	0
補助金収入		0	0
資産売却収入		0	0
付随事業・収益事業収入		0	0
受取利息・配当金収入		0	0
雑収入		0	0
借入金等収入		0	0
前受金収入		7,488	7,488
その他の収入		0	0
資金収入調整勘定		△ 3,930	△ 7,488
前年度繰越支払資金		0	7,341
収入の部合計		8,838	17,121

(支出の部)

(単位 千円)

科 目	年 度	開設年度	完成年度
		新設校分	新設校分
人件費支出		477	1,017
教育研究経費支出		470	1,126
管理経費支出		50	50
借入金等利息支出	}	0	0
借入金等返済支出		0	0
施設関係支出		0	0
設備関係支出		500	500
資産運用支出		0	0
その他の支出		0	0
[予備費]		0	0
資金支出調整勘定		0	0
翌年度繰越支払資金		7,341	14,428
支出の部合計		8,838	17,121

様式第10号その2(第12条関係)

事業活動収支予算決算総括表

(単位 千円)

科 目		年 度	開 設 年 度(令和6年度)	完 成 年 度(令和7年度)
			新設校分	新設校分
教育活動収支	収 入	学生生徒等納付金	5,100	9,600
		手数料	180	180
		寄付金	0	0
		経常費等補助金	0	0
		付随事業収入	0	0
		雑収入	0	0
		教育活動収入 計	5,280	9,780
	支 出	人件費	477	1,017
		教育研究経費	470	1,126
		管理経費	50	50
徴収不能額等		0	0	
	教育活動支出 計	997	2,193	
	教育活動収支差額	4,283	7,587	
教育活動外収支	収 入	受取利息・配当金	0	0
		その他の教育活動外収入	0	0
		教育活動外収入 計	0	0
	支 出	借入金等利息	0	0
		その他の教育活動外支出	0	0
		教育活動外支出 計	0	0
	教育活動外収支差額	0	0	
	経常収支差額	4,283	7,587	
特別収支	収 入	資産売却差額	0	0
		その他の特別収入	0	0
		特別収入 計	0	0
	支 出	資産処分差額	0	0
		その他の特別支出	0	0
		特別支出 計	0	0
	特別収支差額	0	0	
	〔 予備費 〕	0	0	
	基本金組入前当年度収支差額	4,283	7,587	
	基本金組入額合計	△ 500	△ 500	
	当年度収支差額	3,783	7,087	
	前年度繰越収支差額	0	3,783	
	基本金取崩額	0	0	
	翌年度繰越収支差額	3,783	10,870	
(参考)				
	事業活動収入 計	5,280	9,780	
	事業活動支出 計	997	2,193	